

葛巻町農業委員会 第3回総会議事録

1 日 時 令和3年9月21日(火) 午後1時30分から午後2時00分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について
報告第4号 農地の状況変更完了報告書の受理について

4 出席委員

- ① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆
④ 上 家 照 男 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳
⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

6 議事録署名委員

- ⑥ 久 保 淳 ⑦ 落 宰 勝

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 お疲れ様でございます。
ただいまから、葛巻町農業委員会第3回総会を進めさせていただきます。
本日は、総会終了後に遊休農地解消対策事業として、田子地区の畑に菜種の播種作業を行いたいと思いますので、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。
それでは会長より、あいさつを頂戴した後、議長となり会議を進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 【あいさつ】
ご苦労様です。
第3回の総会、本日も全員出席いただきまして大変ありがとうございます。
9月の下旬に入りまして、そろそろサイロ積みの時期かと思えます。
例年農作業事故の多い時期になります。
それぞれ事故のないよう十分に注意しながら作業をしていただきたいと思います。
局長より話がありましたとおり、本日総会終了後に遊休農地解消活動の一環としまして、今年も菜種の種まきをしていただきたいと思います。
それぞれ忙しいと思いますが1時間くらいで終わると思います。ご協力をお願いします。

議 長 【開 会】
それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第3回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

議 長 《日程第1》
日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、6番久保委員、7番落宰委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

議 長 《日程第2》
次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長 《日程第3》
次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長 主 幹 【主幹 挙手】
松尾主幹。
はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
8月30日(月)	盛岡地方農業委員会連絡協議会第2回総会	書面議決
9月2日(木)	農地中間管理機構との売買契約締結 (役場 農業委員会事務局)	岩手県農業公社職員 事務局職員
9月3日(金)	9月定例議会	深澤会長

～10日(金)	(役場 議場)	松浦事務局長
9月7日(火)	巡回年金相談 (役場 第4会議室)	農業会議職員 吉田係長
9月15日(水)	現地確認調査 (町内)	上家委員 藤森委員 松浦事務局長 吉田係長
9月15日(水)	岩手県農業会議臨時総会 (盛岡市 サンセール盛岡)	書面議決

- 議長 以上でございます。
議長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。
議長 **【「なし」の声】**
議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。
- 議長 **《日程第4》**
議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。
議長 事務局より議案の説明を求めます。
議長 **【主幹 挙手】**
議長 松尾主幹。
議長 議案書は1ページをご覧ください。
議長 今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。
議長 譲渡人は、●●地区の●●●●●さんの成年後見人●●●●●さんで、●●第●●地割字●●の畑1筆126㎡を同地区の●●●●●さんへ有償移転するものです。
議長 申請地の位置図は6ページをご覧ください。
議長 調査書は5ページをご覧ください。
議長 なお、地区担当の辰柳推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。
議長 以上でございます。
議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番 藤森委員にお願いいたします。
議長 **【3番 藤森委員 挙手】**
議長 藤森委員。
議長 現地確認結果を報告します。
議長 申請のあった土地は、川沿いの農地で、耕作はされておりましたが、雑草等を処理すれば農地として利用できると思われました。
議長 よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。
議長 以上です。
議長 以上で説明が終わりました。
議長 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。
議長 **【「なし」の声】**
議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
議長 **【「異議なし」の声】**

それぞれ記載しているとおり、すべての項目において許可要件を満たしていると認められるものです。

次に4件目ですが、●●●の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●と●●第●●地割字●●の畑3筆6,379㎡のうち489㎡に、先ほどの3件目の案件と同じく、●●●市の●●●●●●●●●●が河川災害復旧工事のための資材搬入路として使用するための一時転用となります。

申請地の位置図は、37ページをご覧ください。

配置図につきましては、35ページをご覧ください。

いずれも、3件目の案件同様に申請地は工事場所への進入路であり、申請地以外に代替性はないものと判断いたしました。

調査書は29ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、すべての項目において許可要件を満たしていると認められるものです。

また、ご説明した4件すべての案件において、工事終了後は速やかに現状復旧するものです。

なお、各地区担当の推進委員から、いずれも意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番 上家委員にお願いします。

【4番 上家委員 挙手】

議長 上家委員。

4番 現地確認結果を報告します。

1番の土地は、放牧場として利用されておりました。

2番の土地は、作物は作付けされておりましたが、農地として利用できる状態でありました。

3番の土地は、デントコーンが作付けされておりました。

4番の土地は、牧草地として利用されておりました。

1から4番まで、いずれも一時転用の案件ですが、すべて代替地はないものと思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を

求めることについて」を原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議長 長 次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

この案件は、座席番号14番の辰柳委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

【14番 辰柳推進委員 退席】

議長 長 事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 拳手】

議長 長 主幹 松尾主幹。

議長 主幹 議案書は39ページをご覧ください。

次の5条申請は、永久転用の案件となります。

●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田1筆1,373㎡に、お孫さんである●●●●さんが経営規模拡大のため、簡易育成牛舎1棟を新築するものです。

申請地の位置図は、46ページをご覧ください。

配置図は43ページをご覧ください。

42ページの事業計画書に記載のとおり、令和2年に牛舎を新築し、乳牛の増頭を図ったことにより、育成牛を飼育するスペースがなくなったため、新たに簡易育成牛舎1棟を新築し、個体管理の充実を図るとともに、更なる経営規模拡大を図っていくというものです。

申請地は、既存の牛舎に隣接しており、牛の移動がしやすく、関連する作業設備等がすべて周囲に集中していることから、作業効率の面から見ても、申請地以外に代替性はないものと判断いたしました。

調査書は41ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、すべての項目において許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の市村推進委員から、いずれも意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番 藤森委員にお願いします。

【3番 藤森委員 拳手】

議長 長 3番 藤森委員。

議長 3番 現地確認結果を報告します。

申請のあった土地は、搾乳牛舎に隣接する土地で、牧草地にロールが置かれている状況でありました。

周辺の状況から見て、育成牛舎を建設するには、最も適している場所であると思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないもの

と判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農地法第5第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。
14番 辰柳推進委員は入室してください。

議長 【14番 辰柳推進委員 入室】

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

議長 【主幹 挙手】
松尾主幹。
議案書は48ページをご覧ください。
今回の所有権移転の案件は1件です。

議長 ●●地区の●●●●●さんの成年後見人●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●と第●●地割字●●の田畑7筆合計35,479㎡を岩手県農業公社へ売買するものです。
利用目的、売買価格等はお目通しください。
以上になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
他にございませんか。

議長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 8》

議長 次に日程第 8「議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は49ページから50ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

1 番は、●●●地区の●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑 1 筆14,669㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

2 番は、●●●地区の亡き●●●●さんの相続人代表●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑 2 筆45,908㎡を、●●地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

3 番は、●●市の●●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑 1 筆961㎡を●●地区の●●●●●●さんと使用貸借するものです。

4 番は、●●市の●●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑 1 筆1,645㎡を●●地区の●●●●●●さんと使用貸借するものです。

ここまで、1 番から 4 番までの案件は再設定の案件となります。

続いて、5 番は●●地区の●●●●●●さん所有の●●字●●の畑 1 筆2,243㎡を同地区の●●●●●●さんに使用貸借するものです。

5 番は、新規の案件となります。

利用目的や期間、賃借料等につきましては、お目どおしいただきたいと思います。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 9》

議長 次に日程第 9「議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号 2 番の門場会長職務代理者が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

議 長 【2番 門場会長職務代理人 退席】

事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】

松尾主幹。

議案書は51ページをご覧ください。

●●地区の●●●●●さん所有の●●字●●の田2筆5,655㎡を●●地区の●●●●●さんに使用貸借するものです。

再設定の案件となります。

利用目的や期間につきましては、お目どおしいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

議 長 【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

門場会長職務代理人は入室してください。

議 長 【2番 門場会長職務代理人 入室】

《日程第10》

議 長 次に日程第10「議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号5番の川崎委員が利用権を受ける当事者の家族となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

議 長 【5番 川崎委員 退席】

事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】

松尾主幹。

議案書は52ページをご覧ください。

●●市の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑1筆、田1筆合計2筆1,963㎡を●●●●●地区の●●●●●さんと使用貸借するものです。

再設定の案件となります。

利用目的や期間につきましては、お目どおしいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

川崎委員は入室してください。

【5番 川崎委員 入室】

《日程第11》

議 長 次に日程第11「議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

この案件は、座席番号6番の久保委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

【6番 久保委員 退席】

議 長 事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は53ページをご覧ください。

●●市の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田1筆、畑1筆合計2筆2,460㎡を●●地区の●●●さんと使用貸借するものです。

再設定の案件となります。

利用目的や期間につきましては、お目どおしいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

久保委員は入室してください。

【6番 久保委員 入室】

《日程第12》

議長 次に日程第9「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は54ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより取得したものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、9月16日に送らせていただいております。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番 上家委員にお願いいたします。

【4番 上家委員 挙手】

議長 上家委員。

4番 現地確認結果を報告します。

この案件は、相続による所有権の移転の報告であります。

田2筆、畑4筆のうち、条件の良いところはデントコーン又は牧草が作付けされておりました。

条件の悪い2カ所は、耕作されておりませんでしたが、農地として利用することはできる状況でした。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第13》

議長 次に日程第13「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は55ページをご覧ください。

今月は、農地法第18条第6項の規定による通知書を1件受理しましたので、ご報告いたします。

この案件は、売却するために、賃貸借契約を解約するものです。

解約届出日等は記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

【主幹 挙手】
 議 長 松尾主幹。
 主 幹 議案書は57ページをご覧ください。
 今月は、2件の現状変更完了報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
 ●●●●●●保全工事で出土した残土を農地に盛土することで、農地の段差を解消し、効率良く使用するための現状変更であります。
 いずれも、8月20日に完了報告書が提出されました。
 こちらも、9月15日に藤森委員と上家委員とともに、工事の完了を確認しております。
 なお、地区担当の遠藤推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。
 以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番 上家委員にお願いします。

【4番 上家委員 挙手】
 議 長 上家委員。
 4 番 現地確認の結果を報告します。
 2つの土地は隣接しており、いずれも盛土して形状を変更したのち、農地として利用できるよう整備されておりました。
 以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】
 議 長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。
 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年10月13日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____